

厚生労働省発食安0322第22号

平成 23 年 3 月 22 日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について意見を求めたことについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第6号をもって貴職に意見を求めたところですが、農林水産省から食品中の残留基準の設定要請を取り下げる旨、通知があったことから、同法第24条第1項第1号に基づき貴職に意見を求めたことについては取り下げ、引き続き、同法第24条第2項に基づき、意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

チアクロプリド

